

定 款

一般社団法人地域振興交流協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人地域振興交流協会(英名:Local Network Service)と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域の振興、交流を促進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 地域資源の調査およびそれらを活用したプログラム企画、およびその販売促進事業
- 地域振興・交流事業に係る企画、手配、調整等
- 地域振興・交流セミナー等の開催
- 地域における旅行者等受け入れ態勢の整備および支援事業
- 地域特産品、工芸品等の販売事業
- 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

2 前項の事業については原則として静岡県において行うものとする。

第2章 社員

(入社)

第5条 本会の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、本会所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、本会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に本会に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 本会の社員が、本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事2名以上5名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第11条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第12条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第14条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、解任の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第15条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第4章 総会

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第19条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 理事会

(構成)

第22条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成される。

(権限)

第23条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事、専務理事その他業務執行理事の選定と解任

(種類及び開催)

第24条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は年2回開催する。

3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき

(招集)

第25条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事に対し通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(理事会の決議)

第28条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

3 第1項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事、出席した理事から選任された議事録署名人1名はこれに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 会計

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 管理

(事務局)

第32条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は代表理事が理事会の議決により別に定める。

(定款その他の書類の備付け)

第33条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなくてはならない。

- (1) 定款その他の諸規程
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事の名簿
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については法令に定める情報公開規定によるものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第34条 本会は公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、情報公開規程に定める。

(個人情報の保護)

第35条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

(公告)

第36条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない理由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第37条 本定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第38条 本会は総会において総正会員の3分の2以上の議決により、法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第39条 本会は法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第40条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

(清算人)

第41条 本会を解散するときは、解散に係わる年度の代表理事及び理事が清算人となり清算事務を処理する。

(解散後の会費の徴収)

第42条 本会は、解散後においても清算終了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するために必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収する。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第43条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第44条 本会の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 二本柳 悟

設 立 時 理 事 二本柳 いつみ

(設立時社員の氏名及び住所)

第45条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所:静岡県静岡市葵区瓦場町90-2 パークサイド小川101

設立時社員 二本柳 悟

住 所:静岡県静岡市葵区瓦場町90-2 パークサイド小川101

設立時社員 二本柳 いつみ

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人地域振興交流協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成31年 月 日

設立時社員 二本柳 悟 印

設立時社員 二本柳 いつみ 印